

第1章 計画策定の経緯・目的

第1節 計画策定の経緯

瑞浪市内の中山道は、市北部の丘陵地帯（日吉町・大湫町^{ひよし}・大湫町^{おおくて}・釜戸町）を東西に通過しており、大湫町には江戸日本橋から数えて47番目の宿場である大湫宿（大久手宿）（註1）、日吉町には同じく48番目の宿場である細久手宿^{ほそくくて}が設置され、多くの人や物資、情報や文化が行き交いました。

明治時代以降は主要交通路が土岐川沿線（下街道^{ひよし}（註2）ルート）に移り、当市の中山道は主要な近代交通網から外れることとなったことから、今なお随所に江戸時代の中山道を彷彿とさせる道路や関連遺構などが残されています。しかし、戦後の急速な自動車普及の影響により、一部区間においてはアスファルト舗装や拡幅などの改変が加えられています。

瑞浪市では、当市の歴史や文化の形成に大きく関わった歴史の道・中山道を良好な状態で後世に伝えるために中山道の整備区間を選定し、文化庁ならびに岐阜県教育委員会の指導のもと、平成4年度（1992年度）から同19年度（2007年度）にかけて、国庫補助事業として「歴史の道中山道 整備活用推進事業」を実施しました（註3）。その後、令和元年（2019）1月に瑞浪市は文部科学大臣に対して史跡指定の意見具申を行い、同年6月21日に文化審議会から答申がなされました。そして、令和元年10月16日付け文部科学省告示第83号により、瑞浪市域の中山道の一部が国史跡に指定（追加指定）されました（以下、瑞浪市域の中山道のうち、史跡に指定された範囲を「本史跡」といいます。）。

これは、昭和62年（1987）の長野県小県郡長和町、同県木曾郡南木曾町の指定（平成3年には長和町で追加指定）、平成22年（2010）の岐阜県中津川市の追加指定、平成28年（2016）の同県可児郡御嵩町^{ちいさがた}の追加指定に次ぐ指定でした。

また、この間の平成8年には大湫宿から細久手宿に至る区間が「中山道一東美濃路」として文化庁の「歴史の道百選」に選定され、さらに平成24年度には県内の中山道と宿場が「中山道ぎふ17宿」として「岐阜の宝もの」に認定されるなど、中山道の価値が広く認められてきました。

このように当市の重要な歴史・文化遺産である中山道を保存し、活用を図ることは私たちにとって重要な課題ですが、人口減少や少子高齢化などの課題を抱える中でその目標を達成するためには、行政はもとより地域住民や市民などが認識等を共有し、共通の目標を目指す必要があると考えられます。そのため、行政と地域住民や関連団体の協働により、中山道保存活用計画（以下、「本計画」といいます。）を策定することとしたものです。

第2節 計画の目的

本史跡には、道路遺構に加えて一里塚などの交通遺跡や数多くの石造物などが含まれています。これらを適切に保存・活用するためには、保存対象となる区域等を明示するとともに、その歴史的・学術的価値などを周知することが必要です。そして、地域住民や市民が中山道を価値ある文化財として認識し、愛着などを持っていただくためには、多くの方々が本史跡を訪れるなどの関わりを生み出すことが有用と考えられることから、具体的な保存・活用方針や目指すべき将来像を示し、併せて現状変更等の取り扱い基準を明確にして、適切な保存・

管理を行うことを目的として策定するものです。

なお、本計画の対象範囲は本史跡の指定範囲を対象としますが、周辺の景観や環境などの保全等、史跡の保存・活用に関連する取り組みについても必要に応じて記載します。

また、市内の中山道には過去に整備を実施した区域であっても史跡未指定の区域があること、アスファルト舗装がなされているものの追加指定の対象になり得ると考えられる区域も認められることから、将来的にはこれら区域のさらなる追加指定を検討します。



図 1-1 中山道街道地図

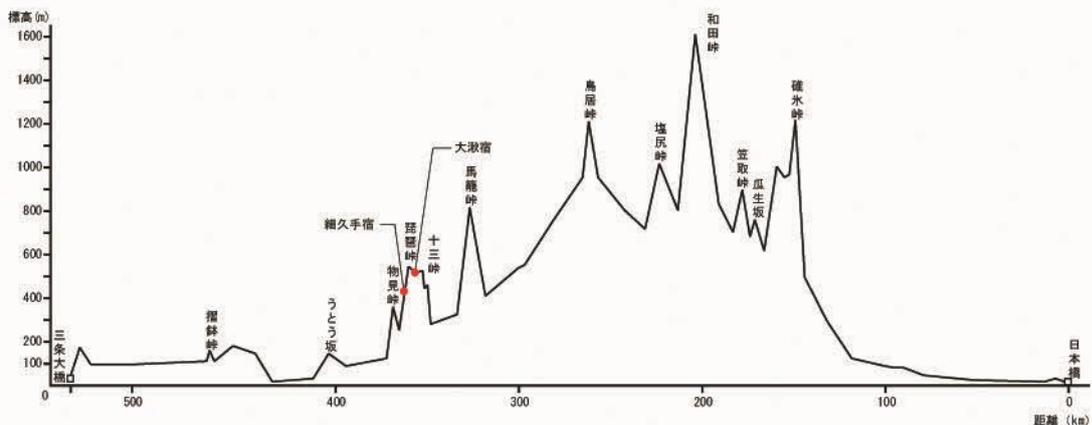


図 1-2 中山道横断図



图 1-3 史跡中山道位置図

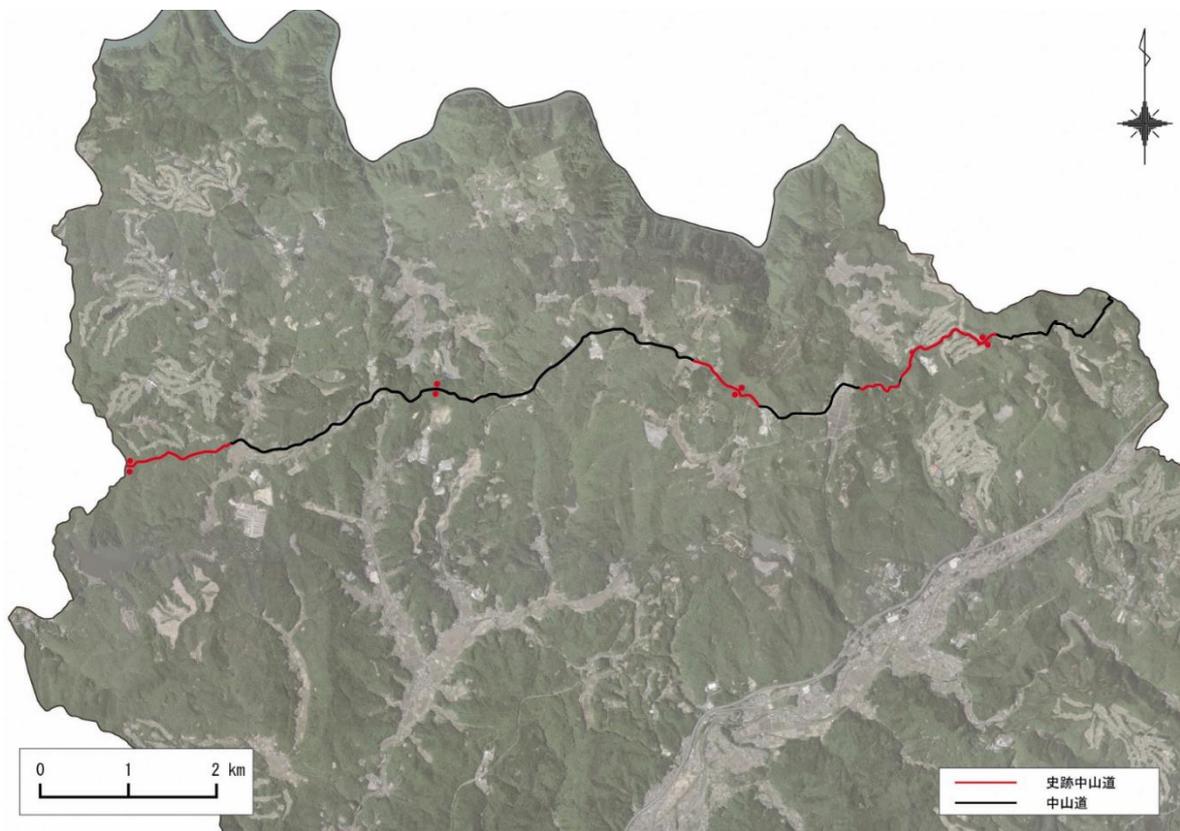


图 1-4 保存活用計画対象範囲

第3節 懇談会の設置・経過

(1) 懇談会の設置

本計画の策定にあたっては、「瑞浪市中山道保存活用計画策定懇談会要綱」に基づき、「瑞浪市中山道保存活用計画策定懇談会」（以下「懇談会」といいます。）を設置して、令和2・3年度の2箇年にわたり意見等を求めてきました。懇談会は、瑞浪市教育委員会スポーツ文化課が事務局となって運営するとともに、適宜文化庁および岐阜県の指導を得ました。

瑞浪市中山道保存活用計画策定懇談会名簿（順不同・敬称略）

氏名	区分	専門	所属等
◎秋山 晶則	学識経験者	近世史	岐阜聖徳学園大学 教育学部（教授）
櫻木 耕史		建築・景観	岐阜工業高等専門学校 建築学科（准教授）
可知 正己		民俗	瑞浪市文化財審議会（会長）
大竹 和夫	まちづくり		日吉町まちづくり推進協議会（会長）
小栗 司			大湫町コミュニティ推進協議会（会長）
足立 亘	観光		中山道観光ボランティアガイドの会（会長※）
棚橋 哲夫	行政		瑞浪市 建設部 都市計画課 係長 [R2年度]
奥谷 輝久			瑞浪市 建設部 都市計画課 係長 [R3年度]
正木 麻子			瑞浪市 経済部 商工課 課長補佐
野木 雄大	オブザーバー		文化庁 文化財第二課 文部科学技官 [R2年度] 文化庁 文化財第二課 文化財調査官 [R3年度]
須田 勇人			岐阜県 環境生活部 文化伝承課 [R2年度]
苅谷 奈々子			岐阜県 環境生活部 文化伝承課 [R3年度]
和田 光浩	事務局		瑞浪市教育委員会 スポーツ文化課長
砂田 普司			瑞浪市教育委員会 同課 文化振興係長
安藤 佑介			瑞浪市教育委員会 同課 文化振興係

◎は当懇談会の座長です。

※足立 亘氏は、令和2年度は会長、令和3年度は前会長（会員）として参加しました。

瑞浪市中山道保存活用計画策定懇談会要綱

<p style="color: red;">瑞浪市中山道保存活用計画策定懇談会要綱</p> <p style="color: red;">令和2年7月31日教育委員会訓令甲第4号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、本市の中山道及び関連文化財の適切な保存及び活用を図るための計画策定について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見又は助言を求めするため、瑞浪市中山道保存活用計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(意見等を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 中山道の保存整備に関すること。
- (2) 中山道の活用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから教育長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) まちづくりに関する見識を有する者
- (3) 観光に関する見識を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他教育長が必要と認めた者

2 前項の場合において、教育長は、原則として、第5条に規定する開催期間中、同一の者に継続して懇談会への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会の会議(以下「会議」という。)を進行する座長を定める。

2 教育長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 懇談会の開催期間は、2年間を目途とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、スポーツ文化課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

(2) 懇談会の経過

本計画の策定事業は、令和2・3年度(2020・2021年度)に国庫補助事業として採択され、合計5回の懇談会を開催して協議を行いました。その経過・協議内容は[次頁](#)のとおりです。

瑞浪市中山道保存活用計画策定懇談会の経過

	日 程	内 容
第1回懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年1月6日（水） ・ 10：00～12：00 ・ 瑞浪市化石博物館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 座長選出 ・ 事業概要、目的の説明 ・ 史跡の概要、対象範囲等の説明 ・ 市の関連事業等の説明
第2回懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年3月11日（木） ・ 10：00～12：00 ・ 瑞浪市化石博物館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の本質的価値について ・ 史跡の構成要素について
第3回懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年7月16日（金） ・ 9：30～12：00 ・ 瑞浪市化石博物館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状と課題について ・ 大綱・基本方針について ・ 保存管理について
第4回懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年11月18日（木） ・ 13：30～ ・ 瑞浪市化石博物館 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活用について ・ 整備について ・ 運営・体制の整備について ・ 施策の実施計画の策定・実施について ・ 経過観察について
第5回懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年 ・ ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ・ ・

※上記のほか、学識経験者およびオブザーバーの現地視察を随時実施しました。

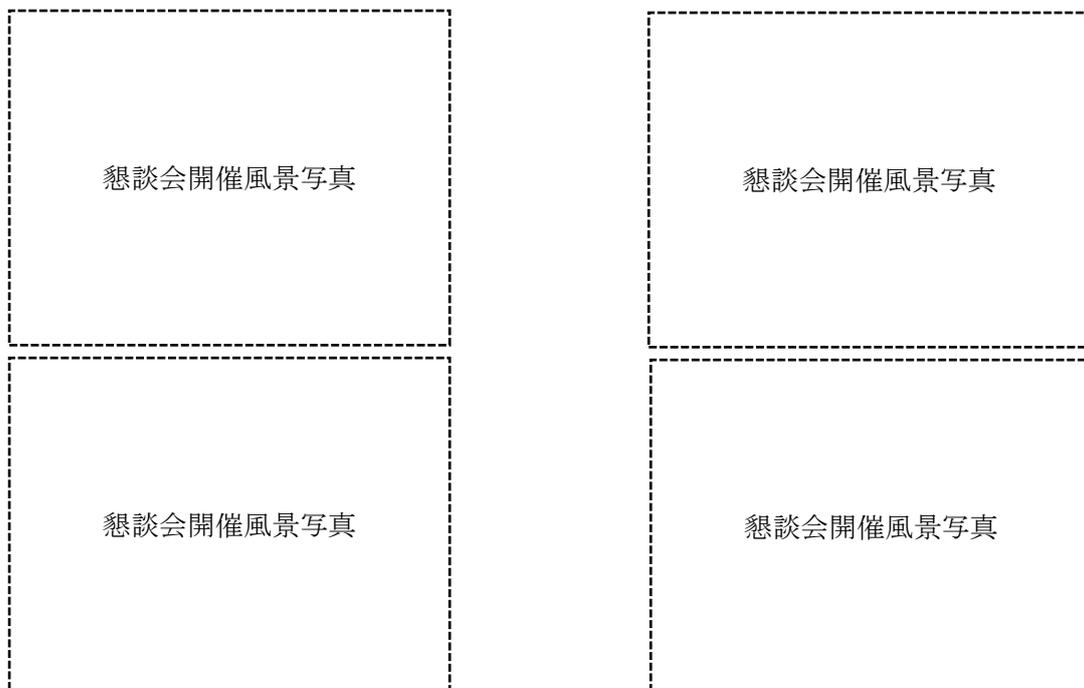


写真 1-1 懇談会開催風景

第4節 他の計画との関係

本計画の上位計画には『瑞浪市第6次総合計画』が位置付けられます。そのため、本計画は瑞浪市第6次総合計画に即したものであるとともに、関連する計画とも整合が図られていることが必要であることから、以下に関連する諸計画とその概要を解説します。

《上位計画》

(1) 瑞浪市第6次総合計画 [対象年度：平成26年(2014)～平成35年(2023)]

「幸せ実感都市みずなみ～共に暮らし 共に育ち、共に創る～」を将来都市像とする、瑞浪市の市政運営における最上位計画です。前期計画を平成26年～30年、後期計画を平成31年～35年としています。

当該計画の中で、中山道は交流軸、旧細久手宿は交流拠点、旧大湫宿は地域拠点・交流拠点と位置付けられ、主たる関連施策の内容やめざす姿は以下のとおりです。

◎施策3 自然と調和した快適で暮らしやすいまち～都市基盤～ [まちなみ]

【めざす姿（まちの状態）】

- ・地域の自然や歴史・文化と調和した、魅力あるまちなみとなっています。

【めざす姿（市民の暮らし）】

- ・美しい郷土に誇りをもつことができ、心豊かな生活をしています。

【施策の内容】

- ・地域と連携した景観の向上

◎施策4 まちの魅力を活かした活力あるまち～産業経済～ [観光]

【めざす姿（まちの状態）】

- ・観光施設が整備され、まちの魅力が高まっています。
- ・自然や歴史的な地域資源などを活用し、新たな観光資源が生まれています。
- ・交流人口が増加し、まちが活性化しています。

【めざす姿（市民の暮らし）】

- ・地域資源を活用して魅力を再発見することで、交流人口の増加につながっています。
- ・観光イベント等に積極的に参加しています。

【施策の内容】

- ・観光資源の魅力向上
- ・地域資源を活かした観光連携
- ・観光情報の発信

◎施策5 いきいきと学び豊かに暮らせるまち～教育文化～ [文化・芸術・文化財]

【めざす姿（まちの状態）】

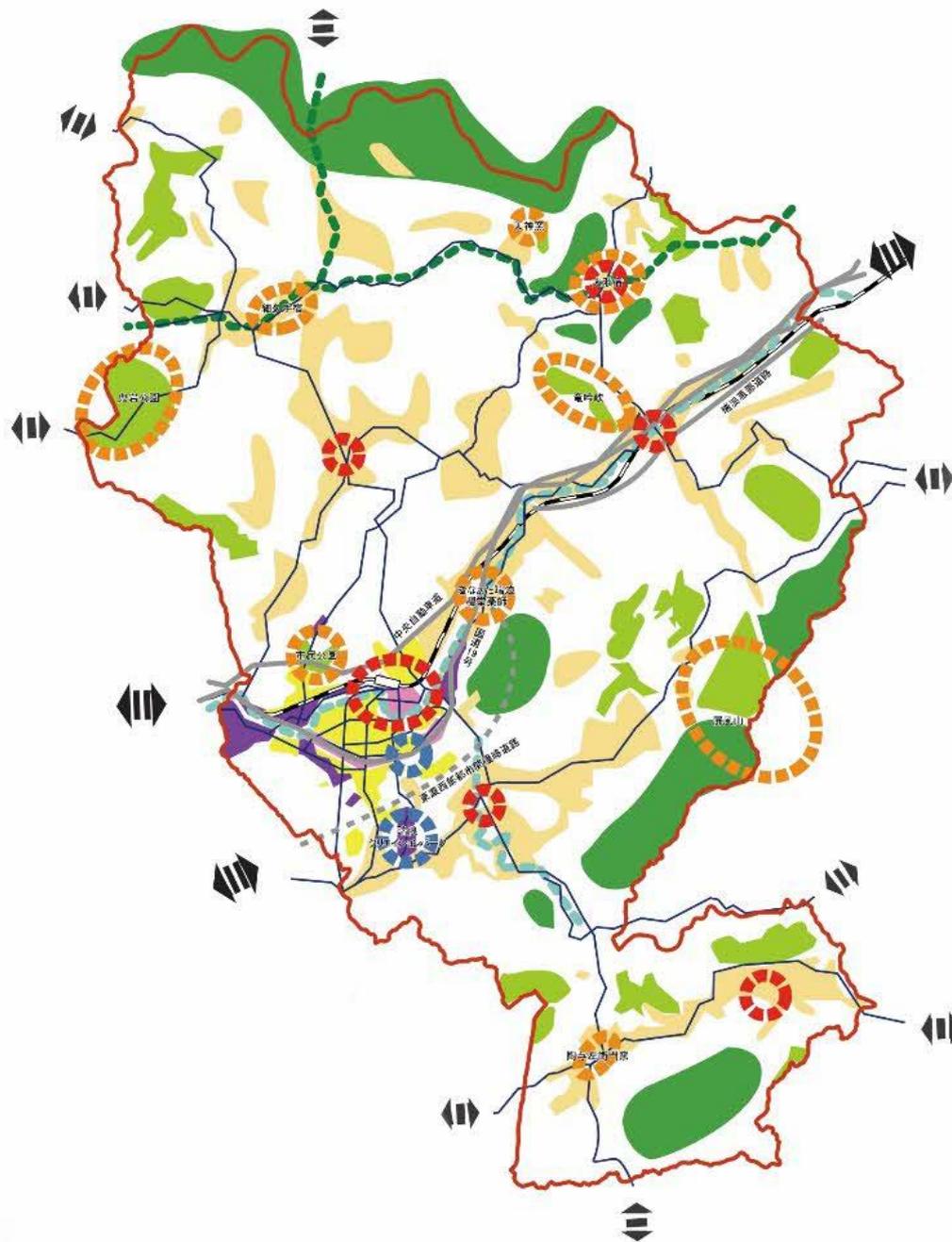
- ・地域の伝統文化や歴史文化遺産が保存・継承されています。

【めざす姿（市民の暮らし）】

- ・良質な文化・芸術・文化財に身近に触れることができる暮らしをしています。
- ・郷土の伝統や文化に愛着と誇りを持っています。

【施策の内容】

- ・地域と連携した伝統文化や文化財の保存・継承



凡例			
—	広域骨格軸	■	住宅系市街地ゾーン
≡	広域骨格軸（鉄道）	■	商業系市街地ゾーン
—	都市骨格軸	■	工業・産業系市街地ゾーン
⋯	交流軸	■	集落・農業ゾーン
⋯	親水空間活用軸	■	自然環境保全ゾーン
⊗	地域拠点	■	観光・スポーツ・レクリエーションゾーン
⊗	交流拠点（エリア）		
⊗	産業拠点		

図 1-5 土地利用構想図

【出典：瑞浪市第6次総合計画】

幸せ実感都市みずなみ
く共に暮らし 共に育ち 共に創る

1 みんなで支え合い健やかに暮らせるまち ～健康福祉～

- 地域福祉・社会保障
- 健康・医療
- 子育て支援
- 障がい者福祉
- 高齢者福祉・介護

2 安全・安心で人と地球にやさしいまち ～生活環境～

- 循環型社会
- 環境保全・エネルギー
- 公共交通
- 消防・防災
- 防犯・交通安全
- 市民生活

3 自然と調和した快適で暮らしやすいまち ～都市基盤～

- 道路・河川
- まちなみ
- 住環境
- 上下水道

4 まちの魅力を活かした活力あるまち ～産業経済～

- 農林業
- 畜産業
- 商業
- 工業
- 観光

5 いきいきと学び心豊かに暮らせるまち ～教育文化～

- 就学前教育・学校教育
- 社会教育
- 生涯スポーツ
- 文化・芸術・文化財

6 市民と行政で創造する夢のあるまち ～新たなまちづくり～

- 協働のまちづくり
- 情報共有
- 行財政運営
- 人権尊重社会

図 1-6 施策の体系図

【出典：瑞浪市第6次総合計画】

《関連計画》

(1) 瑞浪市教育振興基本計画 [対象年度：平成 26 年 (2014) ～平成 35 年 (2023)]

教育基本法に基づく教育振興に関する基本的な計画で、基本理念と 5 つの基本目標、またそれらを実現するための具体的な施策で構成されています。

基本目標 4 に「郷土愛を育む文化・芸術の振興」、また、そのための施策として施策 1 に「まちぐるみで守る文化財とその活用」、施策 2 に「市民が歴史・文化・芸術に触れる機会の充実」が掲げられています。

(2) 瑞浪市景観計画 [対象年度：平成 28 年 (2016) ～]

景観法第 8 条に規定されている法定の計画であり、市が良好な景観の維持・形成を進めていくための基本計画となるものです。良好で魅力ある景観を保全し、創出し、景観を活かしたまちづくりを進めることを目的としています。

『地域の個性を活かした美しいふるさと創り』を目標とし、基本方針②に「貴重な財産である歴史・文化を育んできたまちなみを維持・継承する。」を掲げています。また、地域別目標は、日吉町が「雄大な自然の恵みと伝統文化が織り成す懐かしい集落景観の形成」大湫町が「中山道宿場町の面影を伝える街道景観の形成」となっています。

(3) 瑞浪市都市計画マスタープラン [対象年度：平成 26 年 (2014) ～平成 35 年 (2023)]

都市計画法第 18 条の 2 による「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるもので長期的な観点から、土地利用や都市施設などのあり方について基本的な方向を示すとともに各地域におけるまちづくり方針を定める、都市計画の基本となる計画です。

中山道が位置する瑞浪市北部・東部地域（日吉町・大湫町・釜戸町北部）は「自然・歴史的伝統文化ゾーン」に、また中山道は観光の交流軸、旧大湫宿、細久手宿は交流拠点と位置づけられています。

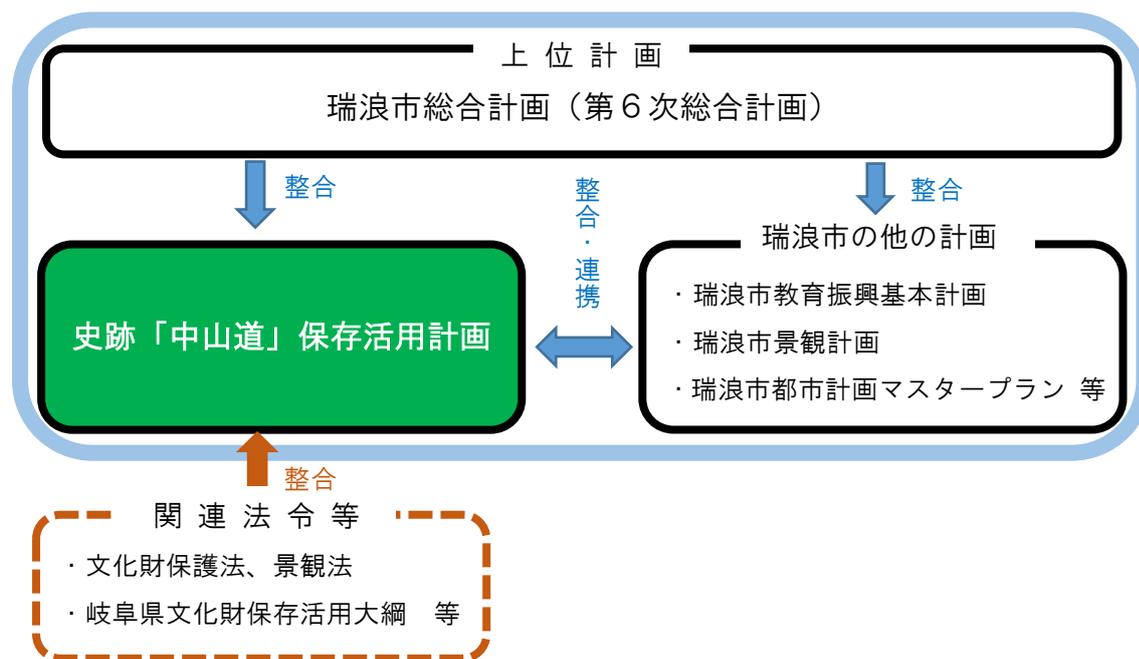


図 1-7 上位・関連計画相関図

第5節 計画の実施

本計画の計画期間は令和4年4月1日をもって発行するものとし、令和13年度（2031年度）末までの10年間を計画期間として実施します。

【註】

- (1) かつては、村を指す場合は「大湫」、宿場を指す場合は「大久手」と文字を使い分けていたとされますが、本書では「大湫」に統一して記載します。
- (2) 大湫宿と大井宿の中ほどに位置する榎ヶ根追分から名古屋に至る道路で、伊勢街道、善光寺街道、内津街道などとも呼ばれました。
- (3) 国庫補助事業に採択されたのは平成5年度以降で、平成4年度については市の単独事業として実施しました。